

令和4年度第1回国地方係争処理委員会

令和4年4月15日

【菊池委員長】 定刻になりましたので、令和4年度第1回国地方係争処理委員会を始めます。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点から、ウェブ会議を併用する形で開催することとしており、小高委員におかれましては、ウェブ会議により御出席していただいております。

本日は、事務局から第33次地方制度調査会及び地方行政のデジタル化について報告をさせていただきますと思います。

なお、本日の委員会につきましては、平成13年2月5日委員会決定に基づき、公開することといたしております。

まず、総務省側の今年度の体制について御紹介いただきたいと存じますので、恐れ入りますが、それぞれ自己紹介をお願いいたします。

【吉川自治行政局長】 自治行政局長の吉川でございます。よろしくお願いいたします。

【阿部大臣官房審議官】 審議官をしております阿部でございます。よろしくお願いいたします。

【三橋行政課長】 行政課長の三橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮崎参事官】 行政課参事官の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【藤本行政課課長補佐】 行政課で課長補佐をしております藤本です。よろしくお願いいたします。

【菊池委員長】 それでは、早速ですが、議事に移りたいと思います。第33次地方制度調査会及び地方行政のデジタル化について、三橋行政課長から御説明をお願いいたします。

【三橋行政課長】 それでは、私のほうから第33次地方制度調査会及び地方行政のデジタル化について御説明申し上げます。お手元の資料をお開きいただけますでしょうか。

目次は、本日の御説明資料の内容を記載させていただいたものでございます。早速、第33次地方制度調査会について御説明申し上げます。

2ページをお開きください。まず概要でございますけれども、地方制度調査会は、地方制度調査会設置法によりまして、昭和27年12月、総理府に設置をされております。内閣

総理大臣の諮問に応じまして、地方制度に関する重要事項を調査審議するというものがございます。委員は内閣総理大臣が任命することとされておりまして、30人以内で構成するということが定められております。

任期は2年で、国会議員、それから地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長と学識経験者で構成されるとなっております。第33次地方制度調査会につきましては、令和4年1月14日に発足をさせていただいたというところでございます。

委員は、今のところに書いてございますとおり、30名ということでございます。学識経験者は18名ということでございまして、この調査会の会長は市川晃住友林業会長、それから副会長として大山礼子駒澤大学教授、それから専門小委員会でございますけれども、専門小委員会の小委員長として山本隆司東京大学教授が同時選任されております。

また、国会議員の委員につきましては、衆参与野党から国会に御推薦いただいた委員に御就任いただいているという状況でございます。

また、地方6団体につきましては、それぞれの団体の会長に御就任いただいているという状況でございます。

1月14日に岸田総理大臣から諮問のございました諮問事項でございます。諮問と書いてございますけれども、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める」というのが、岸田総理の諮問事項ということで発足をいたしましたところでございます。

3ページを御覧ください。第33次地方制度調査会発足の契機となりました令和3年6月18日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021でございます。いわゆる骨太の方針と言われているものでございます。その第3章におきまして、感染症で顕在化した課題等を克服する経済財政一体改革という章がございまして、その中に「3. 国と地方の新たな役割分担等」というところがございます。その中に、今回の感染症対応で直面した課題等への対応という記載がございます。

記述でございますけれども、今回の感染症対応で明らかとなった医療提供体制の広域的対応の遅れ、特に大都市圏における広域対応の未進捗に対処する必要があるとありまして、「このため、厚生労働省は」というところは、医療提供体制でありますとか保健所サービス等々、厚生労働省施策が書いてございますけれども、その後、下線が書いてございますが、

「総務省は」というところでございます。内閣官房及び厚生労働省等の協力を得て、国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間関係、及び都道府県と市町村、これは政令市や特別区を含むということもございますけれども、との関係について、今回の感染症対応で直面した課題等を踏まえ、地方制度調査会等において検討を進め、改善に向けて取り組むと。さらに、国と地方の新たな役割分担について、行政全般の広域化についての具体的推進、地方自治体間の役割分担の明確化の観点から、法整備を視野に入れつつ検討を進めるということが決められております。

これに基づきまして、今回、岸田総理の諮問として、先ほど申し上げたような諮問事項ということで御諮問いただいたということでございます。

4ページ以下、これは参考というふうにご覧いただけますけれども、この33次の前、第32次の地方制度調査会の答申とその対応について御参考までに御紹介させていただくものでございます。第32次の地方制度調査会につきましては、「2040年頃から逆算し、顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」というものを令和2年6月26日に総理にお渡しいただいているというところでございます。

基本的な認識でございますけれども、2040年頃にかけて、人口減少、高齢化等の人口構造の変化が進むという中で、インフラの更新、あるいは担い手、支え手の減少、それから地域社会の持続性に関する様々な課題というものが顕在化するだろうと。その中で、技術を生かした対応、地域や組織の枠を超えた連携ということを長期的な視野で考えていく。

また、当時、ちょうど新型コロナウイルス感染症対応が顕在化したという時期でございましたので、地方公共団体が提供する行政サービスの重要性、それからデジタル社会の可能性が広く認識されていると。人口減少、人口の過度の偏在等のリスクというものが浮き彫りになったということの中で、地方行政のあり方を変化リスクに適応したものと転換する必要があるという認識の下で提言をされておられます。

大きく4つ項目ございます。1つは、一番大きいものは地方行政のデジタル化という部分でございます。この中で、国・地方を通じた行政手続のデジタル化、それからデータ利活用になりまして、地方公共団体の情報システム標準化ということが提言されております。

2の②でございます。国は地方公共団体の基幹系システムにつきまして、法令に根拠を持つ標準を設定、地方公共団体は原則として当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用する。地方公共団体の情報システムの標準化というものがこの中で提言されてお

ります。後ほどまた詳しく御説明申し上げます。

また、同じく地方行政のデジタル化の中には、データ利活用と個人情報保護制度の関連についての言及がございまして、官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待するというふうな記述もあったところでございます。

次の柱でございすけども、5ページの3のところでございますが、公共私の連携ということも提言されております。この中で、地縁法人制度の再構築、共助の担い手等の基盤強化という点についても付言をいただいているというところでございます。

次の柱が地方公共団体の広域連携というところでございまして、地方公共団体、市町村間の連携の課題への対応、あるいは都道府県における市町村の補完、支援体制の強化、多様な連携による生活機能の確保等々の提言をいただいているというところでございます。

最後の柱でございすけども、地方議会に対しても御議論いただいたところでございまして、この中では、請負禁止の緩和、あるいは立候補環境の整備等の提言をいただいたというところでございます。

6ページをお開きください。この32次の答申を踏まえた対応、現時点の対応の状況でございすけども、地方行政のデジタル化というところに対しましては、後ほど詳しく御説明いたしますが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律、これが令和3年の通常国会で成立したところでございまして、令和3年9月1日から施行されているという状況でございます。

それから、個人情報保護制度につきましても、個人情報保護法、行政機関の個人情報保護法、それから独立行政法人の個人情報保護法の3本の法律が統合されるという改正がされておまして、その中で地方公共団体の個人情報保護制度につきましても、統合後の法律で全国的な共通ルールを規定すると。このような個人情報保護法の改正法が成立しております。これは地方公共団体につきましては令和5年の春に施行予定というところでございます。

公共私の連携に関しましては、自治体等の地縁による団体が不動産等を保有するために市町村長の認可によって法人格を取得する認可地縁団体制度というものがございましたけども、これを改正いたしまして、不動産等の保有の有無に関わらず幅広い地域活動を行う地縁による団体が市町村長の認可により法人格を取得するということを可能とするような地方自治法の改正法も成立をいたしております。

それから、地方公共団体の広域連携につきましても、複数の市町村が地域の未来予測を共同で作成するための経費、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に対する財政措置というものを創設しております。

地方議会につきましても、地方議会シンポジウムなどを開催して取組を進めているという状況でございます。

次に、7ページをお開きください。地方行政のデジタル化でございます。

8ページにデジタル改革関連法、これは令和3年の通常国会で成立いたしましたデジタル庁の設置をはじめとするデジタル改革の関連法の全体像でございます。

この中で6本の法律がございます。デジタル社会の形成基本法、そしてデジタル庁の設置法、そして左下になりますけど、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる整備法というふうに呼んでおりますけども、様々な法律の改正を一本化した一括法でございますけれども、そういうもの。

それから、給付を円滑するための預金口座の登録等に関する法律でありますとか、それから個人番号の利用による預金口座の管理等に関する法律、これらも成立をいたしましたところでございます。

そして、その下でございますけども、地方公共団体の情報システムの標準化に関する法律、これも成立したと。都合6本の法律がデジタル改革関連法と言われるものでございます。赤い線で囲っておりますのが、いわゆる総務省の関連しているところということで御紹介させていただいているというところでございます。

時間の関係もございますので、次に進ませていただきます。9ページでございます。地方公共団体情報システムの標準化についての御紹介でございます。地方公共団体の情報システムでございますけども、現状でございますが、各自治体ごとに情報システムのカスタマイズというものが行われておりまして、地方公共団体にとりましては、個別に、例えばその維持管理でありますとか制度改正、そのたびに情報システムを改修したりということ非常に負担が大きいということがございました。

また、それぞれの自治体で仕様が異なるシステムをつくっているということでございましたので、情報システムの差異の調整というのが負担になりまして、クラウド利用というのが円滑に進まない。それから、住民サービスを向上させる適切な取組を迅速に全国に普及させようとしても、時間がかかるというふうな課題がございました。

これを踏まえまして、地方公共団体に対しまして、標準化対象の事務につきましては、

標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける地方公共団体情報システム標準化に関する法律というものが成立したところでございます。

成果とイメージがここにありますけれども、この図を見ていただきますと、標準化前ですと、それぞれの市が個別にカスタマイズがあったり、なかったりというふうなシステムを個別に仕様をつくって作成者に発注したりしていると。ですので、まとめようと思ってもなかなかまとめられませんし、制度改正のたびにそれぞれの市が一生懸命予算を措置して改修しなきゃいけないということになっていたわけがございますけれども、この標準化法に基づきまして、標準仕様に基づくシステムを利用するというふうにしますと、これ、標準システムであれば複数のベンダーが標準システムに基づくシステムを提供できますので、ベンダー間の移行も円滑ですし、いろんな制度改正に対しましても迅速に対応できるということを目指しているものでございます。

11ページをお開きください。標準化法の中身でございます。法律の概要を書いたものでございますけれども、概要の中で見ていただきますと、まず、標準の対象事務というのは①でございますが、政令で定めるというふうになっております。12ページのほうに具体的な事務を書いてございます。後ほど見ていただきます。

国の役割としましては、基本方針の作成というものがございます。政府は地方公共団体の情報システムの標準化の推進について基本方針を作成いたします。これは内閣総理大臣と総務大臣、それから所管の大臣が関係行政機関の長に協議いたしまして、知事会、市長会、町村会等から意見聴取の上、方針を作成するというふうになっております。

情報システムの基準、いわゆる標準化の標準の内容でございますけれども、これにつきましては、所管の大臣が省令で策定することとなっております。

それから、省令で定めていく際に、データ連携とかサイバーセキュリティー等、共通事項につきましては内閣総理大臣及び総務大臣が作成するというふうになっております。

④を見ていただきますと、地方公共団体がこの省令で定められます期間内に基準に適合することが必要となっております。事務と一体的に処理することが効率的である場合には、必要な最小限度の追加が可能というふうな規定もあるところでございます。

また、その他の措置でございますけれども、地方公共団体は国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して、情報システムを利用するよう努めるという努力規定も入っているという状況でございます。

12ページを御覧ください。この標準化対象となる事務は政令で定められております。

概要に書いてございますように、①の児童手当から⑳の国民年金まで、これが現時点で標準化対象の事務とされているものでございます。

具体的な政令で定める主な標準化対象事務の詳細につきまして、13ページにやや詳しく、それぞれの分野の中でどのような事務について標準化の仕様をつくっていくかということをお示しをさせていただいたというところでございます。

14ページでございます。標準化に向けた総務省としての取組でございます。総務省としても、住民記録システムでありますとか税務システム等々、所管の行政分野を持っておりますので、それにつきまして、自治体システム標準化検討会などを設けまして、システムの機能とか様式・帳票の標準化という策定作業を進めているところでございます。手順書につきましても、立案して、システムを選定し、移行するというフェーズについての手順書を作成いたしております。

また、各自治体への財政支援でございますけれども、これは令和7年までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するように、各自治体も移行のための財政負担が生じますので、地方公共団体情報システム機構の中に、これまでの補正予算あるいは当初予算等を活用いたしまして、1,825億円の基金をつくっております。そこで自治体を支援するという取組をしております。地方公共団体の意見を聞きながら、令和7年までの標準システムへの移行を目指しているというところでございます。

次に参ります。16ページをお開きください。個人情報保護制度見直しの状況でございます。先ほど申し上げましたように、これまで個人情報保護制度は、個人情報保護法と行政機関の持っている個人情報保護法、それから独立行政法人が持っている個人情報保護法の3本の法律がございました。それから、各地方公共団体それぞれの条例で個人情報保護制度をつくっているということでございますけど、これを1つの個人情報保護法として一本化して、共通ルールを作成するというのが今回の個人情報保護制度見直しの全体像でございます。

イメージでいきますと、現行と見直し後という図がございます。16ページの右側の図でございますけども、見直し後は個人情報保護委員会の下で新個人情報保護法を適用いたしまして、国の行政機関に加えまして、地方公共団体の保有している個人情報につきましても同じルールで規律をしていくというものでございます。

地方公共団体に関するものにつきましては、17ページをお開きください。地方公共団体の現状でございますけども、各自治体がそれぞれ条例をつくって規律をしております。

例えば、A市でありますと、国と同じ規律内容でありましても、例えばC市では規律内容が少ない、D市では規律内容が多い。あるいは地方公共団体でも一部事務組合等については、そもそも個人情報保護条例を制定してないというふうな団体もあるというような現状でございます。この状況を1つの新しい個人情報保護法の中では共通ルールという形で設定いたしまして、同じ個人情報保護法の下に置くという内容でございます。

ただし、必要最小限の独自の保護措置ということについては、個人情報保護委員会に届け出ることによって措置内容を許容しているという内容でございます。

18ページは、個人情報保護制度の改正の概要を詳細を御説明させていただくものでございます。説明については、時間の関係で省略をさせていただきたいと思っております。

最後の項目でございます。マイナンバーカードでございます。行政のデジタル化にしまして、マイナンバーカードはこれからの時代の本人確認ツールということで普及を進めているところでございます。

まず、20ページを見ていただきますと、マイナンバーカードの申請・交付状況でございます。これまでマイナンバーカードは累次の閣議決定によりまして、令和4年度末までにほぼ全国に行き渡ることを目指すという方針で取り組んできております。この方針の下で、カードの利活用はデジタル庁のほうで所管する。そして、カードの発行・交付は地方公共団体が行っておりますので、カードの発行・交付関係については総務省が所管するという形で役割分担しながら、連携して取り組んでいるという状況でございます。

お手元の資料は令和4年3月31日現在の実績でございます。申請で5,746万枚、交付で5,483万枚であり、住基人口に対する交付の割合は43.3%という状況でございます。

21ページでございます。マイナンバーカードはこれからの時代の本人確認ツールということで御紹介をさせていただいております。御案内のとおり、対面で確認する、本人を確認するための手段として顔写真付きの身分証明書になるということと、ICチップがここに載っておりますが、電子的な本人確認ができるということが大きな特色でございます。

電子証明書によりまして、スマホやパソコンで各種の受付とか契約というのが可能になっていくと。それから、コンビニでの住民票の写しとかマイナポイント、あるいは健康保険証というふうな利用が可能になっているという状況でございます。裏面にはマイナンバーの記載もあるということでございます。

よくマイナンバーカードの安全性について話題になるわけでございますけど、22ペー

ジをお開きください。そもそも顔写真入りなので、対面での悪用というのは困難なふうにできているということと、プライバシー性の高い個人情報がこのICチップの中には入っていないということ、それから、オンラインでの利用にはマイナンバーそのものを使うのではなくて、電子証明書というものを使っているというところでございます。

また、マイナンバー自身も、見られても個人情報は盗まれないという仕組みになっております。セキュリティ対策といたしまして、紛失・盗難の際には24時間365日でこれを利用停止できるようコールセンターを用意してございますし、アプリごとに暗証番号を設定しております、一定回数間違えますと機能がロックされるというふうな仕組みになっております。

また、ICチップにつきましても、不正な情報読み取りに対しましては、自動的にICチップが壊れるという特殊な仕組みを持っているというところでございます。

利活用面について御紹介をさせていただきます。23ページでございます。マイナンバーカードが持っておりますICチップの電子証明書機能、これ公的個人認証サービスというふうに呼んでおりますけれども、こういうものを利用して、例えば証券会社が口座開設の際に本人確認を行うという形で厳格な本人確認を求めるということに使われているという事例でございます。

また、24ページは、メルペイというサービスでございますけれども、その中で本人確認書類の撮影じゃなくて、この公的個人認証制度を使った本人確認ということで、より確実にスピーディーな本人確認ができるようになっているという事例でございます。

25ページにつきましては、今、進めております医療機関、薬局におけるオンライン資格確認の導入についての取組についての御紹介でございます。

それから26ページでございます。今、最も使われておりますのはコンビニ交付だと思いますけれども、大きな人口を持っている団体はほとんどこれを導入していただいております、対象人口が今1億1,000万を超えているという状況になっているというところでございます。

そのほかにも様々な利活用を優先するという状況でございます。

若干予定時間をオーバーいたしました、私の説明は以上とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問などがございましたら、お願いをいたします。いかがでございましょうか。ど

なたからでも結構でございますので、何か御発言があればよろしく願いをいたします。

【小高委員】 すいません。札幌から小高ですが、1つ御質問してよろしいでしょうか。

【菊池委員長】 小高委員、お願いいたします。

【小高委員】 地方公共団体情報システムの標準化についての御説明の中で、法律を定めて、それに従った事務の同じシステムを使った事務処理ということを経済化するというお話なんです、資料の11ページの④、概要のうちの④、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能という記述がございまして、この必要最小限度というのはどのように定められるのかと。

何を気にしているかと申しますと、こういう追加等が可能としますと、各地方公共団体、従来のやり方を踏襲して、必要最小限という名の下にまたいろんなカスタマイズ的なことに走ってしまわないのかなというのが少し気になったので、お伺いする次第です。よろしくお願いいたします。

【菊池委員長】 ありがとうございます。事務局のほうからお願いいたします。

【三橋行政課長】 ありがとうございます。標準化法は、あくまでも標準対象事務に関しましては、標準仕様に定めたシステムを用いていただくというのが原則でございます。ですので、この必要最小限というのは、ごく標準指標に基づいて付加的につけていく。具体的な事務ごとにどんなものがあるかというようなことを事務ごと考えてみなければいけないわけでございますけども、例えば、いろんな給付をする際に、各自治体が標準的な給付の上に立って上乗せ的な給付を行っているという場合もあろうかというふうに思います。そういうふうなことが全くできなくなるという仕組みですと、今より給付水準が下がってしまうとなりますので、そこは何らかの標準的なシステムをつくって、さらに、その標準的な給付を行う上で各自治体が独自の給付を行うというために、必要な限りのシステムの付加というのは確かにしていかなければいけない部分があるだろうというふうに思っております。

ですので、あくまでもコアとなるといいますか、対象となっている事務の本質的部分につきましてはカスタマイズをするとかいうものではなくて、標準的な仕様というのは定められていて、各自治体がどうしてもそれに伴って一体的に処理することが効率的であるというものについての部分をここは考慮して記載をさせていただいているというところでございます。

【菊池委員長】 小高委員、よろしゅうございますでしょうか。

【小高委員】 ありがとうございます。あともう1点よろしいですか。

【菊池委員長】 お願いいたします。

【小高委員】 資料の5ページに3ポツ、公共私の連携というところで認可地縁団体制度の改正というお話が書いてございまして、実はちょっと自分が関係している地域でこの認可地縁団体というのをこのたび利用しようということになったんですが、そもそもこういう仕組みの存在自体があまりにも知られておらず、実はその自治体においてもわずか2例目ということを知って、ちょっとびっくりしているんですが、こういうものの周知みたいなことというのは何かされているんでしょうか。

私のケースですと、たまたま関係者が町役場に相談に行ったら紹介を受けたということでございまして、活用を推進すべき仕組みだとは思うんですけども、何か、知る人ぞ知るみたいな状態になっていないかなということで御質問しました。

【菊池委員長】 ありがとうございます。それでは、御説明は行政課長からですか、お願いいたします。

【三橋行政課長】 ありがとうございます。なかなか十分周知できていないんじゃないかというお話でございます。

制度としてはかなり前からある制度でございますけども、地方自治法に根拠があり、また、各地方公共団体の市町村行政を行っている部門にも当然周知をさせていただいているところがございますし、総務省のホームページ等でも掲載させているところがございますけども、なかなか人口に膾炙していないというところは率直に言って私どもの努力不足なのかというふうに思っております。

自治会の活動というのはこれから重要だということで、総務省の中でも研究会をつくって、自治会活動がどうやって普及していったらいいかというふうな取組もしております、その普及もこれから、これ私ども行政課ではなくて別の課になりますけども、担当していくことになっておりますので、この地縁団体の改正も、今までは不動産等を持たないと、これは法人格も付与しないということがございましたけども、最近是不動産等を持たなくてもいろんな事業活動といいますか、自治会が地域のいろんなサービス活動をやっている、それを法人格を持ってやりたいという団体も増えている、そういう自治会も増えているということで、この法人格付与という仕組みを設けておりますので、ぜひまた担当課のほうにも先生の問題意識をお伝えして、私ども一緒になって普及に取り組んでいきたいというふうに思っております。

【菊池委員長】 小高委員、よろしゅうございますでしょうか。

【小高委員】 ありがとうございます。やや蛇足なんですけれども、こんないい制度があるんだったら、何でもっと前から使わなかったんだろうというのがちょっと話題になったところ、あまりにも埋もれていて、なかなかこの制度を知ることは難しかったのであるみたいな話に落ち着いたという経緯があったことありまして、御質問いたしました。ありがとうございます。

【菊池委員長】 小高委員、どうもありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見がございましたら、お願いをいたします。勢一委員、お願いいたします。

【勢一委員】 御説明ありがとうございます。勢一です。

今、小高委員から御指摘があった周知がというのは、これは地方自治体でもやはりそういう制度とか、いろんな仕組みを住民に届ける、こういうのがありますよって届けるというのは非常に難しいというのありまして、それは国だけでなく、自治体レベルでも同様に、そういう意味では行政共通の課題なのかなと思っています。

行政は広報が上手でないというか、慣れてないというのと、あとは住民に届けるためには、ホームページに掲載してもなかなか見てもらえないというのが常だと思います。DXを活用して、本当に必要な人に上手に、場合によってはプッシュ型で届くような、こういう工夫も必要なのかなと、今、御意見を伺って思いました。

私からはデジタル化について2つ質問をさせていただければと思います。1つは、地方行政のデジタル化が、今、前の地制調の答申を受けて、いろいろ進んでいますというお話を今日教えていただきました。進んでいるのは非常に心強いなと思って拝聴いたしました。

このデジタル化の中でやはり大きいのは、デジタル庁が国に設置されて、国や社会全体としてデジタル化を推進するという体制になった部分があるかと思っています。デジタル庁創設の前までは恐らく総務省が中心になって進めてこられたと思うのですけれども、デジタル庁設置後の役割分担といいますか、そういう部分がどうなっているのかを少し御紹介いただければと思います。

やはりどうしても国の組織、国だけではないかもしれませんが、行政組織は縦割りになりやすい部分がありますので、まさにこのデジタルは融合してやっていくというのが大事なのかなと感じていましたので、よろしければ教えてくださいというのが1点目です。

もう1点目は、今法整備をしながら進めているデジタル化の各種施策、確かこれは令和

7年目標で進んでいると思います。それを受けて、各自治体でもいろいろな取組を進めていて、DXの推進計画をつくって進めるのは、令和3年度にかなり動き始めているところかなと思います。

そうした、今整備された、具体的には前次の答申に基づいて整備された体制と、現在進行中で議論を始めた33次の地制調のデジタル化での議論、これらの役割分担という言い方はちょっと違うかもしれませんが、どの部分にフォーカスをして議論を求めていくのかというところを少し御紹介いただけるとありがたいなと思います。

それが気になったのは、自治体がまさに今進めている目標は、前次の答申内容を受けた部分で、そこを目標に設定して向けて走り始めているところにあります。さらに今、新しい議論で、もちろんその答申の後の目標だとは思いますが、途中でデジタル・DXがどんどん変わっていく可能性がありまして、自治体側としては目指している目標が変わっていくのではないかというような不安があるのかなと。地方にいて、デジタルと接して感じる部分が正直ございます。

当然、DXは時代とともに変わっていくものなので、目標自体が動くことはあるかと思いますが、現場で対応している側としては、なかなかそこは悩ましいところかなと思っていて、今の段階で構いませんので、少しお考え等、御紹介いただけるとありがたいと思います。以上です。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。2点ほど御質問ございましたが、それでは行政課長、お願いいたします。

【三橋行政課長】 2点ありがとうございます。2点とも大変大きな御質問だと思っております。

まず、デジタル庁と総務省の役割ということでございますけども、まず、デジタル庁自体が、政府全体のデジタル化、これは社会のデジタル化も含めたデジタル化の司令塔機能を持つということでございまして、これは各省庁が持っていた個別のシステムをデジタル庁に集約をしたり、それから集約できないものであっても、デジタル庁が様々に企画立案について指摘をしたりとか、仕様をチェックしたりというふうな取組ということがなされて、その役割として、例えば強力な総合調整権を持ったり、勧告権を持ったりという形で、いわゆる司令塔機能というものがございます。

それから、例えば総務省でいきますと、従来マイナンバー制度の中で情報提供ネットワークシステムというのが、マイナンバー連携するためのシステムがございまして、そう

いうものも今、デジタル庁のほうに移っているというところでございます。

一方で、地方公共団体の情報システムの標準化は地方公共団体の事務に密接でございますので、この標準化法というのを地方公共団体を担当します総務省が提案いたしましたけれども、デジタル庁と共管で運営することとなっております。

それから、マイナンバーカードについても利活用はデジタル庁が様々進めていくと。ただ、発行しているのは地方公共団体ですので、地方公共団体との調整や支援というのは総務省がやっているという形で、言わば地方公共団体周りといいますか、地方公共団体との対応ということは、その連絡調整ということも含めまして、総務省のほうで地方公共団体と連絡しながらやっているところがございます。それが1点目でございます。

2点目でございますけれども、いわゆる32次の地制調の中でも出てきたデジタル化の推進と33次の諮問事項での関係ということの御質問だというふうに理解いたしましたけれども、32次の中でまさにこの標準化法ということも言及いただいておりますし、そのほかのデジタル化についても様々言及いただいております。

特に標準化について、令和何年までにという形で進めさせていただいているというところがございますので、それはそれで当然進めていくという、法律もできて進んでいっております。

33次の問題意識、具体的な審議事項はまさにこれから審議されるわけでございますけれども、やはり32次の最後のほうもコロナ禍というのがあったわけでございますが、それ以降、コロナ対応に関しまして、患者対応でありますとか、それから様々な給付でありますとか、デジタルを使ってもっとうまくできないかという問題意識は具体的に顕在化したものがいろいろあった部分がございます。

そういうことも含めまして、感染症対応で、もう少し情報を国や地方公共団体、それから地方公共団体相互の関係ですね。まさに情報のやり取り、あるいはデジタル技術を使って、もう少し合理的に、あるいは必要な方に必要な対応ができないかというふうなことも、今までの議論の中でも各省庁から問題意識もございましたし、それから、委員の先生からも問題意識について言及されたところがございますので、もう少しそういうところにやや焦点が当たっていくのかなというふうに理解をしております。

特に国と地方の関係、地方公共団体同士の関係という中で、少しずつ地方制度として考えるべきことが、デジタル化の中で考えるべきことがもう少し出てくるのか、こないのかというところを議論するというふうになってくるんじゃないかというふうに思っております。

す。

【勢一委員】 御説明ありがとうございました。恐らく今の社会の変化のスピードを考えると、2年後にはまた随分いろんなことが変わっているなと思いますので、これまでの社会の大きな変化を踏まえながら、また時代が変わっていくところをとらまえて、しっかり議論して新しい方向性を出していただければありがたいなと思います。

地方にいと、どうしてもスピード感が違うものですから、自治体がしっかりキャッチアップできるような形での支援も併せてお願いできればと思います。ありがとうございました。

【菊池委員長】 どうもありがとうございます。ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。辻委員長代理、お願いいたします。

【辻委員長代理】 3点ほどお伺いしたいと思います。

1点は今まで議論もあった点なのですが、5ページのところの先ほどの地縁法人制度の話ですね。私これ、この前段の内閣府でいろいろ地方、過疎地なんかを前提にこういう法人をつくれなにかというのをいろいろ他省庁も含めて検討したときに議論していたんですが、この制度に関しては賛否両論あったような記憶なんです。

それで、当時一番問題になっていたのは、結局これ、不動産保有以外も可能になりましたので、事実上、何か事業をやって破綻したとき、その債務保証を誰がするようになるのかということと、それから必要な経費、それをどうやって確保するのかと。これが非常に昔からの地縁・血縁の強い地方で、比較的その町が決めたことに反対しづらい、そういうような集落でこういうものを使っていくと、逆に地方の負担になるんじゃないかという議論があった記憶で、しかも、あの当時の印象だと、割と使い勝手が悪かった。つくっても結構使い勝手が悪いので、意外に、周知というよりも使われづらいんじゃないかという議論があって、ややマニアックな制度でできるけど、本当にみんなが使って便利な制度になるかどうかというところが議論になっていました。ただし、このときは、この制度ではなくて、この前の段階で議論されていたもので、これらの論点を踏まえて、どういう制度設計になっていて、今どのぐらい活用されているのかというのが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、11ページのところの、先ほどの標準化のための必要な財政措置を講じる、その他の措置のところ、その他の措置というよりも必要な財政措置の部分です。システム化を考えたときに、意外に小規模市町村とか小さいところは割と対応しやすいと

思うんですが、問題は財政力が高く、しかも対象人口の大きい大規模自治体です。大きなシステムをかなり成熟した段階で持っている団体に対して、どのような標準化を求めるか。

自然体でやれる範囲で、システムの更新時期に無理なく対応できるぐらいの標準化を求めるという実態になっているのか。もう少しお尻を切って、場合によってはシステム更新を加速化させる形で、割増負担がかかるぐらいの標準化を求めるような内容になっているのか。

これ、特に人口の大きい団体ほど割と深刻で、しかも交付税上のメリットを感じないというのがあります。また、システムの話ですから、財政措置は交付税上十分措置されているんじゃないかという見解もあるかもしれません。これらの点に対して、現実はどういうことになっているか、お伺いしたいです。

それから3つ目が一番大きい点といえば大きい点なんですが、18ページのところに出てきた個人情報保護ですね、これの全国的なルールをつくるというのは、本当に新しいフェーズに入ったのかなという気がしてしまっていて、私が地方自治に関わるようになった頃は、それこそ個人情報保護について、なかなか国単位でできないので、地方で小さい市町村なんかも含めて、いかに独自にこういう制度をつくっていくかというようなことをやっていた時代でした。これがまさに全国で共通事項を集めて、1つのルール化をするというのは、自治の成果が出ていると考えていいと思います。今、この作業を進めている過程の中で、全国でうまく統一化できるようなものなのか、それとも、まとめていくに際して非常に大きな論点があり得そうなものなのか、このあたりの実情を教えてくださいと思います。以上です。

【菊池委員長】 どうもありがとうございました。3点ほど御指摘がございましたが、行政課長、お願いいたします。

【三橋行政課長】 ありがとうございます。

まず1点目の認可地縁団体のちょっと使いづらい点があるのではないかという点と、あと、数字でございますけども、今、詳細な制度の担当がちょっと別になっておりますので、後ほど整理してお届けさせていただきたいというふうに思っております。

2点目のシステムの標準化についてのお尋ねでございます。特に大規模団体の対応ということでございます。1つ、やり方としては更新時期に合わせてということもございまして、それとは別に期限を切ってしまうということがあるけど、どちらなのかというふうな御指摘

でございますけど、率直に言いますと、後者でございますして、令和7年度ということをご
府として目標を定めまして、それに基づいて、それまでにやっってくださいということをお
願いするというような仕組みでございます。

ただ、もちろん各団体事情ございますし、それから更新時期とか契約とかもございま
すので、当然、移行経費というのが生じてくる。その財政負担を支援するために、先ほど1
4ページで御紹介させていただきました財政支援措置という形で基金を積んで、移行に対
する様々な準備経費でありますとか移行経費というものを用意させていただいているとい
うところでございます。

ただ、これは各地方団体もいろんな御意見あると思いますので、これは標準化の仕組み
をつくって、それぞれ移行していく省令を各省でつくるわけでございますけども、その中
で各地方公共団体の御意見を聞いたり、あるいはデジタル庁自身もこれらの問題意識とし
て各地方公共団体から伝わっていくようになると思いますので、私どもとしては、そうい
う地方団体の声も聞きながらでございますけども、令和7年度という形で推進している
というところでございます。

それから最後の点でございます。個人情報保護制度のことでございます。これは法律で
個人情報保護法の地方公共団体に対する適用は令和5年の春を予定しておりますので、そ
うなりますと、各地方公共団体は令和4年度中にそれぞれの条例について、法律との整合
性を取った改正作業ということをしていただくこととなります。

基本的には、情報提供、それから利用の規定、各地方公共団体の個人情報を持っている
部分でございますけど、これ、個人情報保護法のほうに一本化されますので、それらの規定
は不要になる。各自治体は独自の、例えば確認手続でありますとか、個人情報保護審議会
の設置等がございますので、そういう場合の設置規定などは残る可能性がございますけど
も、そういうもの、それ以外のものにつきましては法律のほうに一本化されますので、不
要になっていくという形で、必要な規定の整備というのをさせていただく作業が生じると
いうことでございます。

私のほうからは以上でございます。

【菊池委員長】 辻委員、よろしゅうございますでしょうか。

【辻委員長代理】 はい。

【菊池委員長】 他に御意見、御質問等はございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日の委員会を終了とさせていただきたいと思いますが、よろ

しゅうございますでしょうか。特に御異議がないようですので、ありがとうございます。

それでは、本日の委員会の議事要旨及び議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、会議資料とともに公表いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。